

社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会備品等貸出に関する要綱

・目的

この事業は、社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会（以下「当会」という。）が所有する備品の貸出しについて必要な事項を定め、もって地域福祉の増進に資することを目的とする。

・貸出対象者

自治会・区、住民自治協議会、民生委員児童委員連合会、ボランティア団体、学校、当事者団体、ふれあいいきいきサロン、その他当会が支援している団体等

・貸出申請及び返却

自治会・区、住民自治協議会、民生委員児童委員連合会、ボランティア団体、学校、当事者団体、ふれあいいきいきサロン、社会福祉法人連絡会加盟法人など・・・3カ月前
法人（社会福祉、NPO、医療、宗教など）、企業、その他施設団体など・・・1カ月前
※その他の団体への貸出等については、社会福祉協議会で都度検討し対応する。

・貸出対象とならない事業

- ① 伊賀市以外で行う事業（市外での林間学習・キャンプなど）
- ② 営利を目的とする事業
- ③ 反社会的勢力または公益を害する恐れがあると認められる団体・事業

・貸出・返却に関する留意事項

- ① 貸出、返却時の備品の積み込みは、各団体でおこなう。
- ② 使用後は、清掃しそのまま次の団体にすぐ貸せる状態で返却する。
- ③ 貸出備品の使用により貸出備品を紛失、又は破損した場合は修理費用等を使用団体が負担する。

◆この規定は令和7年4月1日より適用する。